

## 役員等の報酬及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペストコントロール協会（以下「協会」という。）定款第30条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事がそれにあたり、役員をもって管理職とする。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 協会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表1に示す範囲内で、定例役員報酬を支給する。
- 3 役員に対して、協会より特別の任務として講師及び原稿執筆等を委嘱した場合に限り、別に定める謝金支給規程及び原稿料支給規程に基づき講師謝金及び執筆謝金等を支給することができる。
- 4 役員には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職金を支給することができる。

### (定例報酬の額の決定)

第4条 協会の常勤役員は、別表1のとおりとし、会長が理事会の承認を

得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等、支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(退職金)

第6条 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職金は、報酬年額の1/12とした報酬月額に、役員としての勤務年数を乗じた額に、別表2に定める率を乗じて算出した額を支給する。
- 3 前項にかかわらず役員としてふさわしくない行為、その他特別な事情がある場合には、理事会の承認を得て、前項により算定した額を減額することができる。
- 4 在職期間の算定は、退職金規程第7条を準用する。

(費用)

第7条 協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の議決により行うものとする。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別 表 1

| 職 名 | 報 酬 年 額 の 範 囲 |
|-----|---------------|
| 理 事 | 7,000,000円以内  |
| 監 事 | 7,000,000円以内  |

※報酬月額は報酬年額の1/12とする。

別 表 2

| 勤続年数 | 支給基準率 (%) |
|------|-----------|
| 1    | 0         |
| 2    | 100       |
| 3    | 120       |
| 4    | 130       |
| 5    | 150       |
| 6    |           |
| 7    | 180       |
| 8    |           |
| 9    |           |
| 10以降 | 200       |